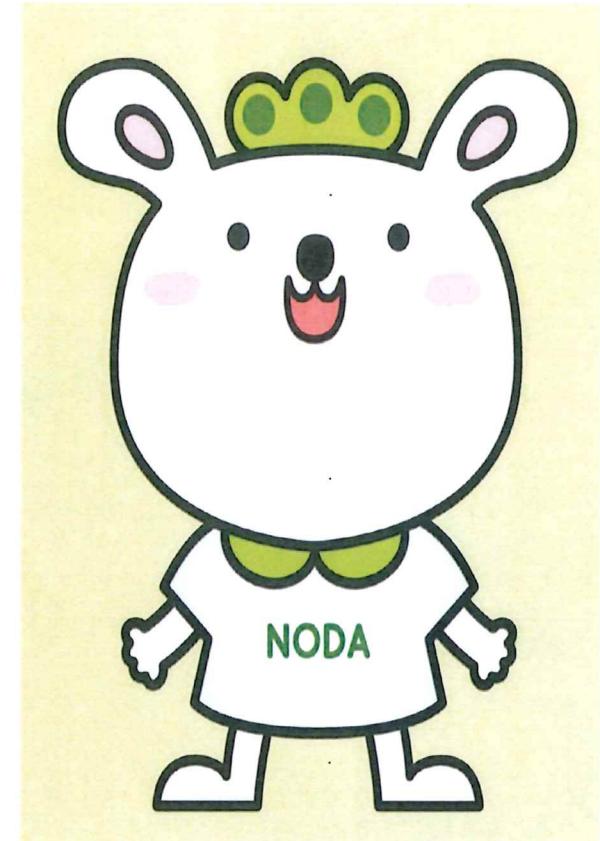


# 奨学金貸与のご紹介



看護部マスコットまめうさ

医療法人社団 真療会  
**野田病院看護部**

2021年4月現在

# 1. 奨学金貸与のご紹介

当病院の奨学金制度は、私達の目指す医療に共感し、一緒に地域医療に関わることを希望され、適正や修学能力のある学生と病院が判断した方（毎年5名）に奨学金を月々定額、無利子で貸与する制度です。

**尚、看護師として入職後、指定期間を当病院で勤務することで貸与した金額の返還義務がなくなります**

目的に選べる3コース  
合わせて

## 看護学生【大学・専門学校】

Aコース **5万円／月** 【看護師免許取得後、当院に**〔奨学生期間〕**勤務することで返還義務はなくなります】

奨学期間…3年間貸与の場合は3年、4年間の場合は4年

Bコース **10万円／月** 【看護師免許取得後、当院に**〔奨学生期間×2〕**勤務することで返還義務はなくなります】

奨学期間…3年間貸与の場合は6年、4年間貸与の場合は8年

## 准看護学校・准看護師から看護学校への進学【大学・専門学校・通信】

Cコース **5万円／月** 【看護師免許取得後、当院に**〔奨学生期間〕**勤務することで返還義務はなくなります】

## 当病院の奨学金制度の特徴

- ・奨学金は無利子です
- ・看護学校の指定はありません
- ・他の奨学金（日本学生支援機構奨学金等）との併用も可能です
- ・在学途中からでも奨学金を受けることは可能ですが、最終学年からの貸与はできません
- ・当院の職員で准看護師または看護補助者として2年以上勤務した場合、奨学金を受けて看護学校へ入学することができます。
- ・国家試験に受からなかった場合、職員（看護補助者・准看護師）として勤務し、翌年の合格を目指すことができます。しかし2回目で合格できなかった場合には、貸与された奨学金の全額を一括返済して頂きます

## 2. 奨学金の申請と貸与開始までの流れ（高校・大学卒業後進学する方）

当病院の奨学金を考えている方は、看護部長室(04-7157-1137)へお問い合わせください  
病院案内・看護部案内・奨学金貸与のご紹介・奨学金貸与規則・専用履歴書用紙を郵送致します

当病院の奨学金貸与を希望される場合は下記の書類を看護部長室までご提出ください  
【専用履歴書】【健康診断書】【高校、大学の成績証明書・卒業見込証明書】

①書類審査②論文・面接(奨学金貸与審査及び当院入職採用試験)  
①で合格の方が②へ進みます。その都度郵送で合否を連絡いたします

合否を14日以内に文書で通知し、合格の場合は貸与願書を送付いたします  
到着日より14日以内に返信してください  
※14日以内に返信がない場合は辞退されたと判断いたします

進学する学校が決定しましたら、合格証の写し(入学許可書等)を病院に郵送してください。  
確認後【奨学金貸与約定書】等の必要書類を送付いたします

### 3. 奨学金の申請と貸与開始までの流れ（現在看護学生の方）

当病院の奨学金を考えている方は、看護部長室(04-7157-1137)へお問い合わせください  
病院案内・看護部案内・奨学金貸与のご紹介・奨学金貸与規則・専用履歴書用紙を郵送致します

当病院の奨学金貸与を希望される場合は下記の書類を看護部長室までご提出ください  
【専用履歴書】【健康診断書】【在学中の学校の成績証明書・在学証明書または卒業見込証明書】

- ①書類審査②論文・面接(奨学金貸与審査及び当院入職採用試験)
- ①で合格の方が②へ進みます。その都度郵送で合否を連絡いたします

合否を14日以内に文書で通知し、合格の場合は貸与願書を送付いたします  
到着日より14日以内に返信ください。 14日以内で返信がない場合は辞退とみなします

提出された書類を確認後【奨学金貸与約定書】等の必要書類を送付いたします  
全ての手続き終了後、翌月から奨学金の振り込みが開始となります

## 4. 奨学金貸与取得（契約）後の注意点

### 奨学金貸与の取消し

- ①辞退したとき
- ②退学したとき
- ③刑事事件により罰金以上の刑に罰せられたとき
- ④自分の行った事由で病院に重大な不利益を及ぼす行為があったと判断されたとき
- ⑤心身の障害のため学業を継続する見込みがなくなったと認めたとき
- ⑥長期欠席、留年、停学、休学、妊娠、出産、育児等のため修学年限で学業を継続する見込みがなくなったと認めたとき
- ⑦その他、奨学金貸与目的を達成する見込みがなくなったと認めたとき
- ⑧届け出た書類及び面接の内容等に虚偽等があったとき

### 奨学金貸与の全額返済

- ①資格取得後、当病院が定めた日に勤務しない場合、その事由の発生した日から1ヶ月以内に貸与された奨学金全額を返済しなければならない
- ②学校を卒業した年に資格を取得できず、看護補助者または准看護師として1年間当病院に勤務し、翌年も資格を取得できなかった場合は、奨学金全額を返済しなければならない
- ③資格取得後、定められた修業年限に満たない退職の場合は退職日までに奨学金の全額を返済しなければならない
- ④常勤職からの雇用変更（常勤→嘱託、パート等）があった場合、奨学金の全額を返済しなければならない
- ⑤奨学金貸与の取消事項が発生した場合は、発生日から1ヶ月以内に貸与を受けた奨学金全額を返済しなければならない

### 奨学金の全部、またはその一部の返済免除

- ①奨学生が当病院修業年限期間中に公務上で死亡した場合、返済は免除する

2021年4月現在